

薩摩川内旅トク納税事業実施要綱

(目的)

第1条

この要綱は、薩摩川内市への滞在時又は訪問前において、スマートフォン等からふるさと納税を申し込むことができるサービス（以下「旅トク納税事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(旅トク納税の方法)

第2条

旅トク納税事業を利用しようとする者（以下「旅トク納税事業利用者」という。）は、専用のウェブサイトからふるさと納税を行うものとする。

(返礼品)

第3条

旅トク納税事業に係る返礼品は、市内の加盟店で利用可能な電子商品券（以下「つんPay」という。）とし、旅トク納税事業利用者は、寄附金額に応じて別表に定める額分のつんPayを取得するものとする。

2 つんPayの利用期限は、取得した日から起算して180日間とする。

3 つんPayの利用方法は、別に定める。

(加盟店となる要件)

第4条

加盟店となることができる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) つんPay加盟店規約に同意していること。
- (2) 総務省告示第179条第5条の規定による地場産品基準に該当する商品又はサービスを提供していること。
- (3) 市外の店舗にてつんPayの使用を制限できること。
- (4) 各種法令、条例等に適した業務を行っていること。
- (5) 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っている者。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行っているもの

(加盟店登録)

第5条

つんPayの取扱い加盟店（以下「加盟店」という。）への参加希望は、別に定める加盟店申込書等を提出しなければならない。

(補則)

第6条

この要綱に定めるもののほか、旅トク納税の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

つんPAY金額	寄附金額
1,500 円分	5,000 円以上の寄附で付与
3,000 円分	10,000 円以上の寄附で付与
9,000 円分	30,000 円以上の寄附で付与
15,000 円分	50,000 円以上の寄附で付与
30,000 円分	100,000 円以上の寄附で付与